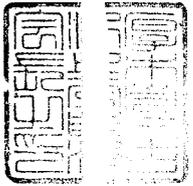


基本協定書



厚 木 市
下古沢上分自治会

斎場施設整備に係る基本協定書

厚木市（以下「甲」という。）と下古沢上分自治会（以下「乙」という。）とは、下古沢上分地区内における斎場施設整備に関し、次のとおり基本協定を締結する。

第1条 甲は、乙地域の環境整備等を行うことにより、乙地域の活力ある発展を目指すものとする。

第2条 甲は、別紙に掲げる内容について誠実に実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第3条 甲は、乙地域及び周辺地域の安全と環境保全を第一に考え、事故や公害の防止等について万全の措置を講ずるものとする。

第4条 本協定書は基本協定とし、本協定書に基づき個別に定める事項及び本協定書に定めのない事項並びに疑義が生じた事項等については、速やかに甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、双方署名押印の上、甲乙各1通を保有する。

平成19年1月16日

甲 厚木市中町三丁目17番17号

厚木市長

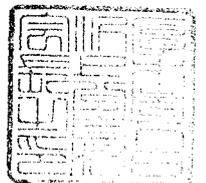
山口 毅 雄



乙 厚木市 [REDACTED]
下古沢上分自治会

会 長

杉 山 勝



別紙（第2条関係）

1 事業区域等について

- (1) 斎場施設の事業区域につきましては、別図区域を基本としてまいりますが、具体的な事業区域につきましては、測量の成果を基に、筆界を原則として設定してまいります。

周辺山林につきましては緑地を保全する区域とし、施設区域内の施設配置等を考える上での環境保全や施設周辺の景観という観点から必要な緩衝緑地帯であり、区域設定をするものです。

なお、緑地を保全する区域内につきましては、散策路等を配置するなど憩いの空間として整備してまいります。

- (2) 野生動物の進入防止を図るため、必要に応じて防護柵を設置してまいります。

2 従来のイメージを払拭した施設の建設と、最新の公害防止設備の導入による無公害化について

事業区域内につきましては、憩いや癒しの空間化を図り、「水と緑と太陽」をイメージした整備をしてまいります。また、農業用水の水質・水量につきましては、確保してまいります。なお、施設整備に当たりましては、地元自治会などの御意向も反映しながら計画してまいります。

公害防止につきましては、万全を期するとともに、各種測定データにつきましては、定期的に公開してまいります。

3 通夜告別式ができる葬祭施設の併設について

市民意識調査などでの高い要望や、地域の皆様の期待にお応えできるよう、葬祭施設を併設してまいります。

4 斎場施設からの排水について

- (1) 斎場施設からの排水につきましては、公共下水道管に直接放流してまいります。
- (2) 市街化調整区域の公共下水道の整備につきましては、将来的な課題として研究してまいります。

5 環状3号線及び斎場への進入路の整備について

- (1) 愛名森の里線から簗谷上古沢線までの間の環状3号線につきましては、斎場の整備時期を目標に、整備を進めてまいります。簗谷上古沢線から辻戸室線までの間の整備につきましては、地元関係者の御意見も伺いながら、早期整備に努めてまいります。
- (2) 環状3号線から斎場への進入路につきましては、環状3号線の基本計画の中で、経路、形状、構造などを協議し、斎場施設の建設と併せ整備してまいります。

6 農免道路の拡幅整備について

- (1) 簗谷上古沢線につきましては、道路線形、幅員、構造等について設計委託の中で検討いたしますが、現時点では車道幅員は2車線で7mとし、下古沢入口交差点から上古沢交差点の間を両側歩道として整備してまいります。
- (2) 簗谷上古沢線の整備に当たりましては、斎場建設工事の際の安全確保を図るため、整備に努めるとともに、工事用車両の進入路としての安全管理につきましては万全を尽くしてまいります。

7 コミュニティ施設の建設及び多目的広場の整備について

コミュニティ施設につきましては、「下古沢老人憩の家」に代わる新たな施設として、現在策定中の整備方針に基づき、整備してまいります。

なお、多目的広場につきましては、様々な用途に対応できるような広場として、整備してまいります。

8 斎場施設の整備形態・運営形態について

斎場施設の整備に当たりましては、市が責任をもって整備してまいります。また、運営に当たりましては、地元自治会の意向も反映してまいります。

9 住民雇用対策について

地域住民の皆様の雇用につきましては、優先的に配慮してまいります。

10 老朽化している橋の架け替えについて

2橋梁につきましては、河川改修計画との調整を図りながら、計画的に整備を進めてまいります。

11 地区内生活道路の整備と安全対策について

生活道路の整備につきましては、市民の生命・財産を守るために重要なものとして、緊急性の高いものから順次整備してまいります。なお、カーブミラー・防犯灯につきましては、必要箇所について設置してまいります。

交通安全上の危険箇所への信号機、横断歩道の設置につきましては、必要箇所について厚木警察署に要請してまいります。

12 バス路線の整備について

バス運行につきましては、施設整備に伴う増客も見込まれますことから、バス事業者に要請し、協議してまいります。

13 上分自治会との継続的な協議について

斎場施設の供用開始以後につきましても、地元自治会と継続的な協議を行ってまいります。

また、地元自治会の運営に対する配慮につきましては、御要望を踏まえ、協議・検討してまいります。

14 宮型霊柩車の進入規制について

宮型霊柩車につきましては、原則として進入をさせないよう、関係者に要請してまいります。

15 文化施設等の建設について

美術館、博物館などの施設につきましては、現在、市の総合計画に位置付けされておりませんが、将来の課題として研究してまいります。

